

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(経営管理研究部・教育部)</p> <p>第16条の3 経営管理研究部に、次に掲げる講座を置く。</p> <p>経営管理講座、都市・地域マネジメント客員講座、国土マネジメント客員講座</p> <p>2 経営管理教育部に、経営管理専攻を置く。</p> <p>(後略)</p>	<p>(経営管理研究部・教育部)</p> <p>第16条の3 経営管理研究部に、次に掲げる講座を置く。</p> <p>経営管理講座、都市・地域マネジメント客員講座、国土マネジメント客員講座、<u>プロジェクトファイナンス客員講座</u></p> <p>2 経営管理教育部に、経営管理専攻を置く。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成22年10月4日から施行する。</p>